

証券コード 3143

2024年6月4日

株主各位

東京都港区北青山一丁目2番3号
オーウィル株式会社
代表取締役社長 伊達一紀

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://owill.co.jp/ir/material.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「オーウィル」またはコードに当社証券コード「3143」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権行使くださいましますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
日本都市センター会館内
都市センターホテル 6階 606会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 第38期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第38期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

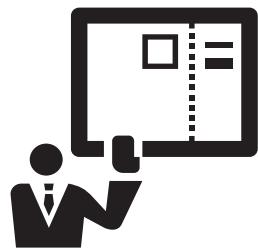
●書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会ご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 印「賛」の欄に○印
- 印「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 印「賛」の欄に○印
- 印「否」の欄に○印
- 印「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を記入ください。

議決権行使の取扱いについて

- 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる 議決権行使のご案内

行使
期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ
遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」
を入力
「次へ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的に企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、引き続き安定性・継続性に配意しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は149,483,550円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おぐちひでき 小口英器 (1943年11月14日生)	1987年1月 当社代表取締役社長 2016年6月 代表取締役会長 2017年6月 代表取締役会長兼社長 2019年6月 代表取締役会長（現任）	90,000株
【選任理由】 小口英器氏は、当社設立以来、経営の指揮を執り、事業の拡大を推進してまいりました。今後も企業経営者としての豊富な経験と実績を活かし、当社グループのさらなる企業価値向上を目指すため、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	だてかずき 伊達一紀 (1972年11月26日生)	1997年4月 当社入社 2006年4月 営業部長 2007年6月 取締役 2012年4月 経営企画本部長 2013年6月 専務取締役 2014年4月 営業本部長 2019年6月 代表取締役社長（現任）	12,000株
【選任理由】 伊達一紀氏は、海外営業及び経営企画部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社グループの事業戦略の立案を始めとする経営課題に積極的に取り組んでまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	あおやぎ 青柳あゆみ (1967年6月26日生)	1993年10月 当社入社 2008年4月 経理・財務部長 2010年7月 執行役員 2012年6月 取締役 2014年4月 経営企画室長 2015年7月 管理副本部長 2018年6月 常務取締役 管理本部長 2022年6月 専務取締役（現任） 管理本部、内部統制担当 2024年4月 管理本部長（現任）	8,900株
【選任理由】 青柳あゆみ氏は、経理財務、総務人事分野等の管理部門における豊富な知識と業務経験を有しており、経営課題及び業績改善に向けて積極的に取り組んでまいりました。これらの実績と経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	佐伯洋司 (1970年10月23日生)	1996年7月 当社入社 2007年4月 営業部長 2010年7月 執行役員 2016年6月 O'WILL(ASIA) HOLDINGS PTE. LTD. 代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 営業本部長（現任） 2022年6月 常務取締役（現任）	31,500株
【選任理由】 佐伯洋司氏は、営業統括者として営業業務全般に精通していることに加えて、グループ会社の代表取締役社長を経るなど、当社グループの業績拡大に寄与してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	吉井健一 (1971年10月19日生)	2005年8月 当社入社 2014年4月 経理・財務部長 2015年7月 執行役員 2015年7月 経営企画室長 2017年4月 株サンオーネスト代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 2022年6月 常務取締役（現任） 管理本部長 2024年4月 経営企画室長（現任）	2,500株
【選任理由】 吉井健一氏は、経営企画室長、グループ会社の代表取締役社長を経て、グループ経営に関する幅広い業務の知見を有しており、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。			
6	※ 飯田裕之 (1978年5月30日生)	2009年4月 当社入社 2010年4月 品質管理課長 2020年4月 営業部長 2020年10月 株アクセラテック代表取締役社長 （現任） 2021年6月 執行役員（現任）	9,000株
【選任理由】 飯田裕之氏は、品質管理課長、営業部長、グループ会社の代表取締役社長を経て、当社グループの業績拡大に寄与してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1.※は、新任取締役候補者であります。
 2.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	ひろ た てつ じ 廣田 哲治 (1953年10月16日生)	1977年4月 親和監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所 1985年8月 廣田哲治公認会計士事務所開設（現任） 2006年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
廣田哲治氏は、公認会計士及び法学博士としての豊富な知識、経験等を有しております、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
2	ひさ つか とも あき 久塚 智明 (1952年12月19日生)	1978年4月 味の素㈱入社 2001年7月 同社食品研究所長 2003年6月 同社執行役員 2007年3月 ㈱コカ・コーラ東京研究開発センター代表取締役社長 2007年10月 ㈱FBTプランニング代表取締役社長（現任） 2022年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
久塚智明氏は、農学博士としての豊富な知識を有し、食品業界にて商品開発や技術開発に従事した経験を有しております。当該知見を活かして特に食品分野における品質管理についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、複数社において経営経験があり、その実績と高い見識から、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、当社グループのガバナンス向上に大きく寄与するものと期待しております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	小宮憲 (1975年7月19日生)	<p>2002年7月 稲本国際特許事務所入所</p> <p>2005年11月 弁理士登録</p> <p>東京国際特許事務所入所</p> <p>2013年12月 弁護士登録</p> <p>物部法律事務所入所</p> <p>2014年4月 小宮法律事務所入所（現任）</p> <p>2022年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕 (現任)</p>	一株

【選任理由及び期待される役割の概要】

小宮憲氏は、弁護士としての法務関連分野における豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 廣田哲治氏、久塚智明氏及び小宮憲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 廣田哲治氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 久塚智明氏及び小宮憲氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、廣田哲治氏、久塚智明氏及び小宮憲氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、廣田哲治氏及び小宮憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にし かわ ひさ たか 西川久貴 (1972年5月15日生)	2003年10月 弁護士登録 服部昌明法律事務所入所 2009年1月 同法律事務所パートナー 2014年4月 八丁堀西川法律事務所開設(現任)	一株

【選任理由及び期待される役割の概要】

西川久貴氏は、弁護士としての法務関連分野における豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な監督・提言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 西川久貴氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届出を行う予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいたております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、

本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 謾渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「謳渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謳渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謳渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が謳渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 謳渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、謳渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謳渡制限期間が満了した時点をもって謳渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、謳渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、謳渡制限を解除する本割当株式の数及び謳渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謳渡制限が解除された直後の時点において、なお謳渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、謳渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謳渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謳渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、謳渡制限が解除された直後の時点において、なお謳渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第5号議案が原案どおり承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するものとし、個々の取締役の報酬については下記の方針に基づき決定する。

- ①当社グループの経営環境や業績等を反映するとともに、株主価値の向上やステークホルダーへの価値提供、持続可能な社会の実現への貢献等を踏まえた報酬体系とする。
- ②各取締役が担う役割、責任、成果を反映する。
- ③優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とする。
- ④適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行うこととする。
- ⑤当社の業務執行を行う取締役の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬とし、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、経営環境、市場水準、従業員の給与水準を考慮し、代表権の有無・役位・職責に相応した報酬額とし、当社グループの事業年度の業績結果、将来の業績見通し、各取締役の業務執行達成度及び貢献度等の総合的な評価を加味して基本報酬の額を算定する。

監査等委員である取締役については、経営環境、市場水準、各取締役の能力及び経営に関する貢献度を総合的に勘案して基本報酬の額を算定する。

3. 非金錢報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金錢報酬等は、譲渡制限付株式報酬とする。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、毎年定時株主総会後の一定時期に役位・職責・中期計画の進捗状況・株価推移等を総合的に勘案して決定する。

4. 金錢報酬の額または非金錢報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報

酬割合については、月例の固定報酬を基本としつつ、役位・職責・業績・株価等を総合的に勘案して決定するものとする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額とする。委任を受けた代表取締役は、前掲の基本方針及び算定基準を元に個人別の報酬額を算定し、その決定に当たっては、監査等委員会に報酬案を諮問し、監査等委員（社外取締役）の審議・答申を経ることとする。なお、譲渡制限付株式報酬については、取締役会にて個人別の割当株式数を決定する。

監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員の協議により、報酬額を決定する。

以上

事 業 報 告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴う人流の増加やインバウンド需要の回帰等により、社会経済活動の正常化が一段と進んだことで、緩やかに回復しています。しかしながら、実質賃金の伸び悩み、エネルギー価格や原材料価格の高騰、米国との金利差拡大による円安相場の常態化等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主力マーケットである食品飲料業界においては、人出の回復により消費に持ち直しが見られるものの、原材料価格や物流費の上昇に加えて、消費者の節約志向の高まりを受け、今後の経営環境は引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況下、当社グループは「お客様に十分ご満足のゆく商品・サービスの提供」を品質方針として、安心かつ安全な商品を提供することを第一に品質管理体制の強化を図り、お客様のニーズに合わせた安定的な供給の継続及びサービスの向上に努めてまいりました。卸売事業においては、収益基盤となる既存事業の深耕を図り、主力カテゴリーである食品副原料の販売が堅調に推移いたしました。また、環境ビジネス関連の大型シーリングファンの需要が引き続き高く、販売が好調に推移いたしました。加えて、製造販売事業においては、飲食店やレジャー施設の客足が回復したことにより、アイスクリームの販売が好調に推移しました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は31,775,239千円（前期比1.7%増）となりました。利益面においては、売上高の増加に伴って売上総利益が増加したことにより、営業利益は958,776千円（前期比1.7%増）となりました。営業外においては円安の影響に伴う為替差損が前連結会計年度と比較して抑制されたことにより、経常利益は909,678千円（前期比4.0%増）となりました。また、投資有価証券売却益を91,924千円計上したことにより、税金等調整前当期純利益は1,005,446千円（前期比14.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は681,515千円（前期比17.4%増）となりました。

また、総資産は13,629,513千円（前期末比19.1%増）、純資産は4,544,776千円（前期末比9.1%増）となり、自己資本比率は32.3%となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<卸売事業>

当連結会計年度の清涼飲料市場は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行などを背景に人流が増加したものの、商品値上げによる買い控えの影響を受け、出荷数量は前年比微減となりました。原材料価格や物流費の上昇を受け、飲料メーカー各社は一部商品を値上げして利益確保に取り組んでいるものの、物価上昇による節約志向の強まりなどにより今後の市場環境は不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況下、当社グループは、取引先の多様なニーズに対応すべく、国内外から安全で安心な原材料・資材を確保し、安定供給体制の維持に努めてまいりました。また、新規商材の発掘・提案にも積極的に取り組み、取引先の拡大や利益率改善を図ってまいりました。主力カテゴリーである糖類や香料などの食品副原料の販売が堅調に推移したことに加えて、環境ビジネス関連の大型シーリングファンの販売が好調に推移した結果、卸売事業の売上高は31,567,592千円（前期比1.2%増）となりました。

<製造販売事業>

当連結会計年度におけるアイスクリーム市場は、原材料費や水道光熱費などの製造コストの上昇を受け、各社とも厳しい状況にあったものの、夏場の猛暑や秋口まで続いた温暖な天候の影響を受け、拡大傾向で推移いたしました。また、家庭での喫食シーンでの需要増のみならず、飲食店やレジャー施設における外食需要が回復したことにより、業務用アイスクリームの需要が増加いたしました。

このような状況下、当社グループは、安心かつ安全な商品の提供を第一に、商品開発にも注力し、取引先のニーズに合ったP B商品の提供並びにN B商品の販売強化に努めてまいりました。新規顧客先からの受注に加えて、主要顧客先からも安定的な受注を獲得した結果、製造販売事業の売上高は911,093千円（前期比35.0%増）となりました。

(注) セグメントの売上高には、セグメント間の取引を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、206,110千円であります。その主なものは、卸売事業における基幹システムなどのソフトウェアや製造販売事業における工場設備や工場内の機械設備の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金等に充当するため、取引銀行より長期借入金として950,000千円の資金調達を行いました。

なお、当社は、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における当座貸越にかかる借入金の未実行残高等は次のとおり

となっております。

当座貸越残高	900,000千円
借入実行残高	一千円
差引高	900,000千円

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2021年3月期)	第36期 (2022年3月期)	第37期 (2023年3月期)	第38期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	29,527,372	28,312,984	31,255,516	31,775,239
経常利益(千円)	551,289	827,473	875,072	909,678
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	347,238	575,491	580,452	681,515
1株当たり当期純利益(円)	110.25	182.71	184.29	220.69
総資産(千円)	10,093,705	10,521,483	11,445,243	13,629,513
純資産(千円)	3,318,080	3,765,188	4,164,806	4,544,776
1株当たり純資産額(円)	1,033.16	1,168.75	1,286.55	1,472.07

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2021年3月期)	第36期 (2022年3月期)	第37期 (2023年3月期)	第38期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	28,941,920	27,436,591	29,883,233	30,283,248
経常利益(千円)	546,311	771,683	799,796	808,534
当期純利益(千円)	301,449	532,202	521,250	640,658
1株当たり当期純利益(円)	95.71	168.97	165.49	207.46
総資産(千円)	9,839,295	10,254,349	11,039,597	12,988,719
純資産(千円)	3,204,127	3,568,067	3,853,441	4,104,015
1株当たり純資産額(円)	1,017.28	1,132.83	1,223.43	1,372.73

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サンオーネスト	100,000千円	100.0%	アイスクリームの製造・販売
J.S.O'will, Inc.	67,174千円	77.4%	業務用ヒーターの輸入販売、各種製品・部品の輸出入販売

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、持続的な賃上げによる所得環境の改善やインバウンド需要の更なる高まり等により国内消費活動の改善が期待されますが、ウクライナや中東における地政学リスクの高まりや円安の影響に伴う原材料及び資源価格の高騰といった悪材料も想定される状況にあります。景気の先行きは依然として不透明感が強く、本格的な回復にはまだ時間を要するものと考えられます。

当社が主に事業を行う食品飲料業界においては、新興国の食糧需要増加や気候変動による農産物の需給バランスの変化など、食品原料の調達は激しさを増していくと思われます。また、SDGsをはじめとする持続可能な社会の実現に向けた社会課題への対応や環境に配慮した様々な取り組みなど、企業が果たす役割や責任も増大しております。

このような状況下、当社グループは、国内及び海外市場の動向や消費者の多様なニーズを迅速に捉え、食の安全性の確保と安定供給の継続を第一に、顧客サービスの充実に努め、引き続き既存事業の深耕に注力してまいります。そのために、品質管理体制や営業体制をより一層強化し、原材料・資材の調達網の拡大や積極的な販売促進活動に努めてまいります。一方、少子高齢化による国内の食品飲料市場の縮小化への対応は避けては通れないことから、中長期の成長戦略として、海外市場開拓や新規事業開発に注力し、事業基盤を強化してまいります。特に、自然環境に配慮した環境事業を強化し、事業の多角化を図ってまいります。当社グループは、企業価値向上のため、また企業の社会的責任を果たすために、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① 原材料調達網の強化

良いものを安く安定的に供給するために、グローバルな調達網を確保してまいります。既存調達先との関係強化に努め、安定供給体制を整えるとともに、取扱い商材の開発並びに調達先の新規開拓にも積極的に取り組んでまいります。特に、食品副原料や農産物加工品に関しましては、調達先の分散も視野に入れ、品質面・価格面において安定供給体制を継続できるように努めてまいります。また、国際情勢や急激な為替変動などによる輸入品価格の上昇にも柔軟に対応できるよう、原材料仕入体制の見直しを図り、安定調達を一層強化してまいります。

② 品質管理体制の強化

安心かつ安全な商品を提供するために、品質管理体制を一層強化してまいります。食品及び食品原材料を取扱う当社グループにとって、品質管理は最も重要な任務の一つと考えております。国内外にて信頼の置ける供給元を確保し、厳しい衛生管理・品質管理のもと加工を行い、物流経路・配送手段の検査を経て、商品の提供を行ってまいります。当社グループの企業理念であります「信頼を得るを第一」に、現地調査や指導を徹底し、高品質・安全性の更なる向上を追求してまいります。

③ 海外事業及び新規事業の強化

成長市場である海外での強固な事業基盤を築くため、人材強化及び適材配置を図り、消費大国である米国の市場や、成長市場であるアセアン地域での

事業展開を加速してまいります。また、当社の主力である食品原材料ビジネスに限らず、成長性の高い市場を見極め、新規事業の創出及び新規顧客の開拓を積極的に推進し、当社の強みを活かした新たな事業構造を確立してまいります。また、グループ各社それぞれの特徴を活かした事業の創出に注力し、当社グループ全体の収益力の向上を追求してまいります。加えて、M&Aや事業提携も積極的に検討し、当社グループの機能拡充並びにグループシナジーの向上を実現してまいります。

④ サステナビリティ経営の推進

当社は、企業価値の持続的向上を目指すため、サステナビリティを重要な経営課題として認識しております。社会や経済に対する価値提供と企業利益を両立しながら、長期にわたって持続可能な企業を目指してまいります。特に環境保全への取組みを強化しており、地球環境の改善に貢献する新商材の発掘並びに拡販に注力し、自然環境に配慮したサービスの提供を行うことにより社会課題の解決に寄与してまいります。

⑤ 人的資本の拡充

人材の育成に注力し、生産性の向上並びにコスト意識の徹底を図ってまいります。当社グループは人材が重要な経営資源と捉えており、優秀な人材の確保と育成が今後の当社グループの成長戦略に欠かせないと考えております。そのために研修体制をはじめとした人事制度を整備し、人材育成・人的資本の充実に注力してまいります。また、当社が持続的に発展するために、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでまいります。背景の異なる一人一人が連携し、互いの持ち味を活かすことで、さまざまな場面でイノベーションを起こし、環境の変化に柔軟かつスピーディに対応できる組織を創ってまいります。

⑥ 事業継続体制の強化及びDX・IT化の推進

自然災害や感染症拡大、国際情勢不安などにより供給が滞らないよう供給先の分散を行ってまいります。社内等におきましても、緊急時にも顧客対応できるようテレワークをはじめとするIT環境を整備し、事業継続体制の強化を図ってまいります。また、業績向上に資するDXを推進して経営管理及び営業活動の効率化を実現することで収益力の向上を図ってまいります。

これらの課題への取り組みを通して、当社グループは、足元の市場環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するとともに、新しい価値創造に向けて、グループ一丸となって企業価値の向上に努めてまいります。また、事業を通じて、社会的課題の解決並びに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区分	事業内容
卸売事業	飲料・食品の製造用原料及び製品（ビタミン類、食品添加物、殺菌乳、農産物加工品、飲料製品等）、排水浄化プラント、大型シリングファン、業務用ヒーター等の国内販売及び輸出入取引
製造販売事業	アイスクリーム等の製造・販売

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

株式会社サンオーネスト

本社：静岡県沼津市

J.S.O' will, Inc.

本社：シアトル

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
卸売事業	74(9)名	－(8名減)
製造販売事業	27(17)名	1名減(1名増)
合計	101(26)名	1名減(7名減)

(注) 使用人數は就業員数であり、臨時従業員（パート及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70(9)名	－(8名減)	38.5歳	9.1年

(注) 使用人數は就業員数であり、臨時従業員（パート及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	909,313千円
株式会社みずほ銀行	570,060
株式会社りそな銀行	562,236
株式会社きらぼし銀行	152,515

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,150,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 3,338名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社ビアンナ	310,000株	10.37%
グリーンコア株式会社	250,000	8.36
光通信株式会社	140,500	4.70
オーワイル従業員持株会	99,900	3.34
新海秀治	94,000	3.14
小口英器	90,000	3.01
株式会社伊藤園	90,000	3.01
鈴木育夫	52,000	1.74
小西啓之	46,900	1.57
加賀電子株式会社	44,000	1.47

(注) 持株比率は自己株式(160,329株)を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小口英器	
代表取締役社長	伊達一紀	
専務取締役	青柳あゆみ	管理本部、内部統制担当
常務取締役	佐伯洋司	営業本部長
常務取締役	吉井健一	管理本部長
取締役 (監査等委員)	廣田哲治	廣田哲治公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	久塚智明	(株)FBTプランニング代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	小宮憲	小宮法律事務所

- (注) 1. 取締役(監査等委員)廣田哲治氏、取締役(監査等委員)久塚智明氏、及び取締役(監査等委員)小宮憲氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)廣田哲治氏は、公認会計士及び法学博士の資格を有しております、財務・会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役(監査等委員)久塚智明氏は、農学博士として培われた専門知識と企業の経営経験を有しております、食品分野に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役(監査等委員)小宮憲氏は、弁護士の資格を有しております、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、廣田哲治氏及び小宮憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は以下のとおりです。

- 当該契約の被保険者は当社の取締役(監査等委員を含む。)であります。
- 会社補償、第三者補償、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。

- ・被保険者の犯罪行為、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・基本方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は、基本報酬として月例の固定報酬のみを支払うこととする。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- [取締役（監査等委員を除く。）]

経営環境、市場水準、従業員の給与水準を考慮し、代表権の有無・役位・職責に相応した報酬額とし、当社グループの事業年度の業績結果、将来の業績見通し、各取締役の業務執行達成度及び貢献度等の総合的な評価を加味して基本報酬の額を算定する。

- [取締役（監査等委員）]

経営環境、市場水準、各取締役の能力及び経営に関する貢献度を総合的に勘案して基本報酬の額を算定する。

- ・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬については、金銭報酬のみとする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第30回定期株主総会において、年額300,000千円以内と決議されております。当該定期株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第30回定期株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定期株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年6月22日開催の取締役会にて、代表取締役会長小口英器及び代表取締役社長伊達一紀に取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬額であり、その権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を提示し、監査等委員（社外取締役）の意見を聴取したうえで、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	169,350 (-)	169,350 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	20,100 (20,100)	20,100 (20,100)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	189,450 (20,100)	189,450 (20,100)	- (-)	- (-)	8 (3)

⑤ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）廣田哲治氏は、廣田哲治公認会計士事務所所長を兼務しております。当社と廣田哲治公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）久塚智明氏は、(株)FBTプランニング代表取締役社長を兼務しております。当社と(株)FBTプランニングとの間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）小宮憲氏は、小宮法律事務所を兼務しております。当社と小宮法律事務所との間には特別の関係はありません。

- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	廣田哲治	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。公認会計士及び法学博士として専門的見地から、その豊富な会計及び法務の専門知識及び経験に基づいた有益な助言を行っております。独立した客観的見地からの発言は、透明性の高い経営と監督機能強化の実現に向けて重要な役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	久塚智明	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。農学博士として食品分野に関する専門的な知識と経験に基づいた有益な助言を行っております。独立した客観的見地からの発言は、透明性の高い経営と監督機能強化の実現に向けて重要な役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小宮憲	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、有益な助言を行っております。独立した客観的見地からの発言は、透明性の高い経営と監督機能強化の実現に向けて重要な役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,246,551	流 動 負 債	7,644,420
現 金 及 び 預 金	1,851,414	買 掛 金	6,042,257
受 取 手 形	151,863	1年内返済予定の長期借入金	844,982
売 掛 金	6,247,805	リース債務	10,664
商 品 及 び 製 品	2,448,300	未 払 金	292,888
未 着 商 品	858,729	未 払 法 人 税 等	166,636
原 材 料 及 び 貯 藏 品	95,287	前 受 金	145
前 渡 金	343,436	賞 与 引 当 金	47,908
未 収 入 金	154,627	そ の 他	238,936
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	30,000	固 定 負 債	1,440,316
そ の 他	110,526	長 期 借 入 金	1,349,142
貸 倒 引 当 金	△45,441	リース債務	63,016
固 定 資 産	1,382,962	繰 延 税 金 負 債	18,275
有 形 固 定 資 産	537,641	資 产 除 去 債 务	9,881
建 物 及 び 構 築 物	300,978	負 債 合 計	9,084,736
機 械 及 び 装 置	60,922	純 資 産 の 部	
車両運搬具	11,032	株 主 資 本	4,131,032
工具、器具及び備品	49,533	資 本 金	363,387
リース資産	72,947	資 本 剰 余 金	292,475
建設仮勘定	42,227	利 益 剰 余 金	3,678,501
無 形 固 定 資 産	45,271	自 己 株 式	△203,332
ソ フ ト ウ エ ア	43,632	その他の包括利益累計額	269,982
そ の 他	1,638	その他の有価証券評価差額金	131,223
投 資 そ の 他 の 資 産	800,049	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,247
投 資 有 価 証 券	372,002	為 替 換 算 調 整 勘 定	134,512
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	60,000	非 支 配 株 主 持 分	143,761
ゴ ル フ 会 員 権	162,300	純 資 産 合 計	4,544,776
差 入 保 証 金	154,204		
繰 延 税 金 資 産	22,574		
そ の 他	28,967		
資 产 合 計	13,629,513	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,629,513

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	31,775,239
売 上 原 価	28,510,521
売 上 総 利 益	3,264,717
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,305,941
當 業 利 益	958,776
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	555
受 取 配 当 金	10,481
受 取 手 数 料	6,327
受 取 補 償 金	4,031
補 助 金 収 入	12,500
そ の 他	1,781
	35,677
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,842
為 替 差 損	70,947
支 払 補 償 費	393
そ の 他	1,592
	84,775
經 常 利 益	909,678
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	9,977
投 資 有 債 証 券 売 却 益	91,924
	101,901
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	6,133
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,005,446
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	300,159
法 人 税 等 調 整 額	9,305
当 期 純 利 益	695,982
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	14,466
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	681,515

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,443,547	流 動 負 債	7,535,562
現 金 及 び 預 金	1,282,110	買 掛 金	5,992,478
受 取 手 形	151,863	1年内返済予定の長期借入金	844,982
売 掛 金	6,060,980	未 払 金	268,734
商 品 及 び 製 品	2,330,401	未 払 費 用	11,634
未 着 商 品	948,627	未 払 法 人 税 等	166,340
原 材 料	60,969	前 受 金	145
前 渡 金	343,436	預 り 金	13,405
前 払 費 用	29,924	賞 与 引 当 金	47,908
関係会社短期貸付金	55,000	そ の 他	189,933
未 収 入 金	159,742	固 定 負 債	1,349,142
為 替 予 約	6,121	長 期 借 入 金	1,349,142
そ の 他	59,810	負 債 合 計	8,884,704
貸 倒 引 当 金	△45,441		
固 定 資 産	1,545,172	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	65,032	株 主 資 本	3,968,545
建 物	6,014	資 本 金	363,387
機 械 及 び 装 置	11,889	資 本 剰 余 金	288,387
車両運搬具	0	資 本 準 備 金	288,387
工具、器具及び備品	42,128	利 益 剰 余 金	3,520,102
建設仮勘定	5,000	利 益 準 備 金	2,465
無 形 固 定 資 産	43,689	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,517,637
ソ フ ト ウ エ ア	42,530	別 途 積 立 金	50,000
そ の 他	1,158	繰 越 利 益 剰 余 金	3,467,637
投 資 そ の 他 の 資 産	1,436,450	自 己 株 式	△203,332
投 資 有 価 証 券	352,002	評 価 ・ 換 算 差 額 等	135,470
関 係 会 社 株 式	151,077	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	131,223
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	585,000	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,247
ゴ ル フ 会 員 権	162,300	純 資 産 合 計	4,104,015
差 入 保 証 金	139,456		
繰 延 税 金 資 産	17,646		
そ の 他	28,967		
資 产 合 計	12,988,719	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,988,719

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	30,283,248
売 上 原 価	27,468,683
売 上 総 利 益	2,814,564
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,944,904
當 業 利 益	869,660
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	535
受 取 配 当 金	10,481
受 取 手 数 料	6,327
受 取 補 償 金	4,022
そ の 他	1,083
	22,450
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,140
為 替 差 損	70,947
支 払 補 償 費	30
そ の 他	1,459
	83,577
經 常 利 益	808,534
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	9,941
投 資 有 価 証 券 売 却 益	91,924
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,916
	132,782
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	5,945
税 引 前 当 期 純 利 益	935,371
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	277,320
法 人 税 等 調 整 額	17,392
当 期 純 利 益	640,658

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

オーウイル株式会社

取締役会 御中

有限责任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔
業務 執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎
業務 執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーウイル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーウイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

オーウイル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーウイル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び重要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

オーウイル株式会社 監査等委員会
監査等委員 廣田哲治 ㊞
監査等委員 久塚智明 ㊞
監査等委員 小宮憲 ㊞

(注) 監査等委員廣田哲治、久塚智明及び小宮憲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 6階 606会議室
(日本都市センター会館内)
TEL 03-3265-8211 (代表)



<交通機関>

- | | | |
|-----------------|---------|------------------|
| ・東京メトロ有楽町線 | 「駒町駅」 | 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分 |
| ・東京メトロ有楽町線・半蔵門線 | 「永田町駅」 | 4番・5番出口より徒歩約4分 |
| ・東京メトロ南北線 | 「永田町駅」 | 9b番出口より徒歩約3分 |
| ・東京メトロ丸ノ内線・銀座線 | 「赤坂見附駅」 | D出口より徒歩約8分 |

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきま
すよう、お願い申し上げます。